

令和八年熊本地震観光支援事業 九州ふっこう応援割

「九州ふっこう応援割おおいた」

取扱マニュアル ＜宿泊事業者用＞

令和8年10月7日
Ver.1.0.2

九州ふっこう応援割おおいた事務局

1 九州ふっこう応援割おおいたとは

1. 基本ルールの概要

「九州ふっこう応援割おおいた」は観光庁が創設した「令和八年熊本地震観光支援事業費補助金」による支援を受けて実施するものです。この割引支援は、令和八年熊本地震により深刻な影響を受けた九州地方の風評被害を払拭し、旅行需要を早期に回復及び喚起することを目的に、旅行者が旅行商品又は宿泊サービスを購入する際に割引を行うために必要な経費を支援することにより、観光再生を図ります。

名称	九州ふっこう応援割おおいた
事業期間	【対象宿泊期間】 2026年10月16日(金)～2026年12月25日(金)宿泊分 【対象予約期間】 対象商品販売開始日2026年10月16日(金)～予算が無くなり次第終了 ※2026年10月16日(金)以降かつ交付決定日以降に予約がなされた対象商品が対象です。 ※上記期間中であっても、大分県に配分された予算が無くなり次第、終了します。
割引支援交付額	宿泊料金(総額)の50% (1円未満切り捨て) 割引支援上限額: 20,000円(1宿泊契約1人あたり)
割引支援対象となる商品の販売者	次のいずれかを満たすものとします。 ・大分県内で旅館業法第2条第1項に規定する旅館業を営む施設 ・大分県内で住宅宿泊事業法(民泊新法)第3条第1項の届出にかかる住宅 ※クルーズ船、夜行フェリー、寝台列車等の移動交通機関等は対象外 次のものは販売者となることができません。 ・旅館業のうち下宿営業 ・国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける宿泊施設
参画の宿泊事業者が遵守すべき項目(参画登録)	次の項目を遵守することを参画の条件とします。 ・国及び大分県が本事業について実施する状況把握等の調査に誠実に対応すること ・割引相当分等、予め宿泊料金に不当に上乗せする行為をしないこと ・割引支援対象となる宿泊の「予約日」を適切に把握・記録すること ・割引支援対象となる宿泊の利用証明書の取得を実施すること ・保存が必要な書類を適切に管理すること ・その他、宿泊事業者用の規程等に従い適切に事業を実施すること
割引支援対象となる商品	大分県内で参画登録している宿泊施設で提供される宿泊サービス及び宿泊商品(以下「宿泊商品等」という。) ※利用開始時と利用終了時が同日であるデユースを除きます。 ※旅行会社・OTAを通じて予約された宿泊については、旅行会社・OTAが割引支援申請します。 旅行業の登録を受けた宿泊事業者が、割引支援対象となる旅行商品(募集型企画旅行・受注型企画旅行・手配旅行)を販売しようとするときは、旅行事業者用の規程類に従ってください。
旅行者	国内旅行者、訪日旅行者 ※ 子供・幼児も1名としてカウント可能です。 ※ ビジネス利用は対象外です。

1 九州ふっこう応援割おおいとは

(1) 既存予約の取扱いについて

既存予約は割引支援の対象になりません。

九州ふっこう応援割おおい対象商品販売開始日以降かつ交付決定日以降に予約がなされた対象宿泊商品が割引支援の対象です。

【対象宿泊期間】

2026年10月16日(金)～2026年12月25日(金)宿泊分

【対象予約期間】

対象商品販売開始日2026年10月16日(金)～予算が無くなり次第終了

(2) 新規予約の受付停止について

事業期間内であっても大分県の判断で新規予約の受付を停止することがあります。予算執行上の理由で新規予約が停止された場合、新規予約停止時点で予約済の宿泊商品等への割引支援は可能です。

(3) 宿泊施設の登録制について

割引支援の対象となる宿泊商品等は、キャンペーンに参画登録している宿泊施設にて提供される必要があります。宿泊日に参画登録がない宿泊施設での宿泊は割引支援の対象外です。参画宿泊事業者の新規登録、登録取消、参加停止等の受理状況を踏まえ、最新の参画宿泊施設は「九州ふっこう応援割おおい」公式ホームページに掲載します。

1 九州ふっこう応援割おおいたとは

2. 割引支援交付額

宿泊料金(税込)

旅行者支払額

総額の **50%**

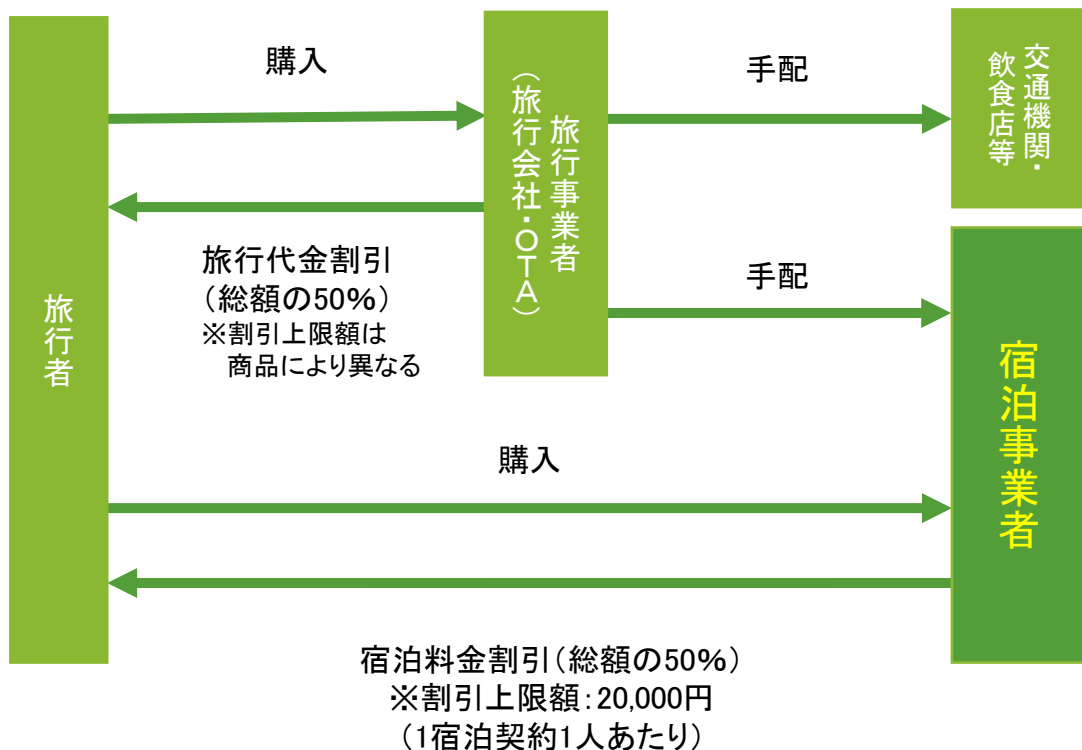
割引支援金

総額の **50%**

【割引限度額】

宿泊サービス単体商品 1宿泊契約1人あたり 上限20,000円

- 割引支援額は総額の50%に相当する額か、上限額(1宿泊契約1人あたり20,000円)のいずれか低い方とします。(割引支援額は1円未満切り捨てで計算)
- 割引支援の対象となる商品の宿泊回数に上限はありませんが、チェックイン～チェックアウトまでを1宿泊契約と定義します。
- 子どもや幼児も1人として計算します。



1 九州ふっこう応援割おいたとは

3. 割引支援額の適用方法

販売割引支援額の算出方法は次の手順で行います。

- ①1宿泊契約ごとに、宿泊料金総額に対して50%を乗じます。(宿泊者が複数いる場合は、宿泊者全員の宿泊料金を足しあげた総額に対して、50%を乗じます。)
- ②1宿泊契約1人あたりの割引上限額(20,000円)を、宿泊合計人数で乗じます。(宿泊合計人数には子供や無料の幼児等も含めます。)
- ③上記①と②のうち、低い方の金額を実際の割引支援額とします。

【例】割引支援対象宿泊料金 80,000円

(大人30,000円×2人×1泊+子供10,000円×2人×1泊)

●割引支援額 ・宿泊料金総額の50% $80,000円 \times 50\% = 40,000円$

・上限額 $20,000円 \times 4人 = 80,000円$

→ **金額の低い 40,000円 を割引支援**

【例】割引支援対象宿泊料金240,000円

(大人30,000円×2人×3泊+子供10,000円×2人×3泊)

●割引支援額 宿泊料金総額の50% $240,000円 \times 50\% = 120,000円$

・上限額 $20,000円 \times 4人 = 80,000円$

→ **金額の低い 80,000円 を割引支援**

1 九州ふっこう応援割おおいとは

【例】割引支援対象宿泊料金 140,000円

(大人10,000円×2人×7泊+幼児0円×1人×7泊)

●割引支援額 ・宿泊料金総額の50% $140,000円 \times 50\% = 70,000円$

・上限額 $20,000円 \times 3人 = 60,000円$

→ **金額の低い 60,000円 を割引支援**

【例】割引支援対象宿泊料金総額 48,000円

(大人8,000円×1人×1泊+大人8,000円×1人×2泊+大人8,000円×1人×3泊)

●割引支援額 ・宿泊料金総額の50% $48,000円 \times 50\% = 24,000円$

・上限額 $20,000円 \times 3人 = 60,000円$

→ **金額の低い 24,000円 を割引支援**

【注！】

上記のパターンで人数変更や泊数変更(3泊の人が2泊になる／1泊の人が取消になる)などが発生した場合は、最終的な「総額」「人数」で同様の計算をし割引支援額を算出します。

※キャンセル料を含めることはできません。

1 九州ふっこう応援割おおいとは

4. 割引支援対象となる商品を販売する際の留意点

① 宿泊予約を捏造していないこと

- ・旅行者が予約した宿泊施設には必ず旅行者の参加、宿泊実態があることが割引支援の条件です。
- ・宿泊日、宿泊者が確定しない予約や、権利放棄を前提とした宿泊商品は割引支援対象外です。

② 事前に予約を行っていたもののみが割引支援対象

- ・商品に含まれる食事は割引支援対象ですが、現地で追加注文した食事や飲み物は割引支援対象外です。

③ 宿泊料金の水増しにつながる行為は割引支援対象外

- ・詳細は下記「5. 宿泊商品に含められないもの」を参照ください。

④ 参画登録のない宿泊施設の販売は割引支援対象外

- ・割引支援金を適用して販売される宿泊施設は、「九州ふっこう応援割おおい」の参画登録が必須です。

1 九州ふっこう応援割おおいとは

5. 宿泊商品に含められないもの

次のものは、割引支援対象とする宿泊商品に含めることはできません。

① 現金および現金同等に扱われる金券、換金目的又は換金性の高いもの

○現金および金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等 ※紙・デジタルを問いません。）ただし、次の（ア）～（ウ）の全てを満たすものに限っては商品に含めることが可能です。

- （ア）使用となる物品またはサービスが、券面に記録されたものである（ただし宿泊施設の館内利用券に限り金額の明示は可能）
- （イ）使用が具体的に特定されている、または限定された複数の使用の中からひとつを選択して利用するもの
- （ウ）旅行（宿泊）期間内に目的地でのみ利用できるもの

○収入印紙や切手

② 自社で価格決定をする宿泊商品に対して付与する割引クーポン

→ 付与することは制限しませんが、本事業の割引額を算出する前に適用ください。（例 10,000円の宿泊で1,000円の割引クーポンを利用する場合は、1,000円分を事前に引いた9,000円を宿泊代金とし割引額を算出）

③ 自社で価格決定をする宿泊商品に対して付与するポイント等

→ 付与できません。ただし「第三者の原資により付与されているもの」、「本事業開始前より恒常的に顧客販促で適用されているもの」、「広く全ての会員に適用されるもの」等の付与を妨げるものではありません。

1 九州ふっこう応援割おおいとは

【割引支援対象とする宿泊商品の基準・考え方について】

次の基準・考え方に照らして宿泊商品を造成・販売ください。基準・考え方を満たさない場合には、商品自体が割引支援の対象外となります。

- ① 商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること
- ② 宿泊者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること
- ③ ライセンスや資格の取得を目的としない(代金に含んでいない)こと

対象となる商品例	対象外となる商品例
●大学ドライブサークルの合宿 ●小学校のスキーレッスン校外学習 ●モーニングヨガ体験付き宿泊	●運転免許取得合宿(免許取得費が代金に含まれる) ●スキーの検定取得宿泊(検定費が代金に含まれる)
●宿泊施設近隣の食事施設で夕食をとれる金額不記載の食事権利書を付帯した商品 ●宿泊代金が1万円の旅館において、特産の果物1万円相当が土産に付く宿泊商品	●通常の宿泊料金の水準を超えた、宿泊地及び周辺での消費にあたらぬ有名ブランドの化粧品付き宿泊商品
●お部屋に地域特産の果物盛り合わせがサービスされる商品	●後日自宅に地域特産の果物が宅配で届く宿泊商品

旅行・宿泊は多様な価値創出や企画によって成立するものであることを踏まえ、上述の基準・考え方に照らして個別具体的に割引支援の対象外とするか否かを判断します。判断に迷われる場合には、事務局に事前にご相談下さい。

1 九州ふっこう応援割おおいとは

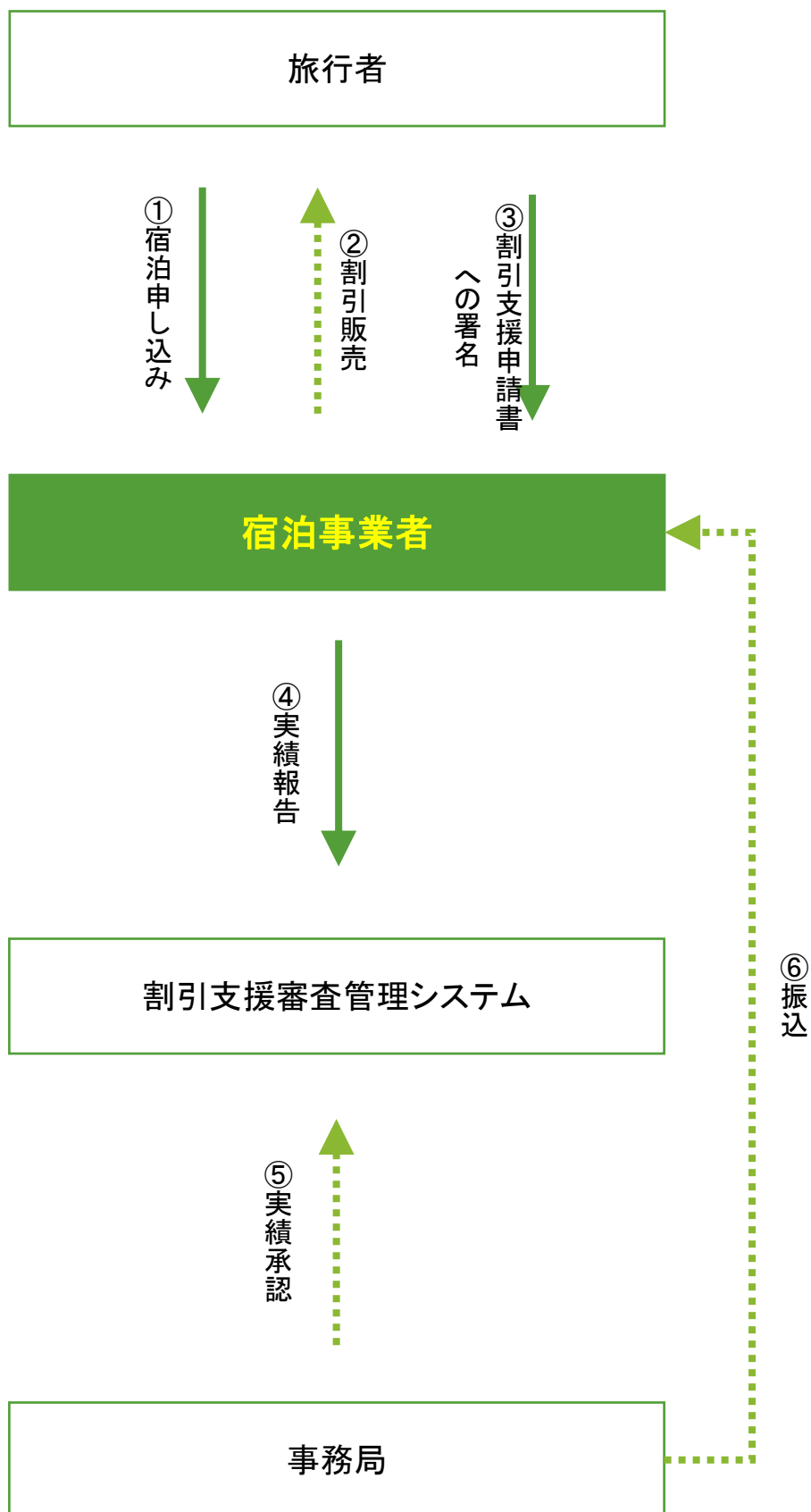
6. 特に留意すべき宿泊の特例

ビジネス目的での利用

ビジネス目的での利用は、割引支援の対象外です。

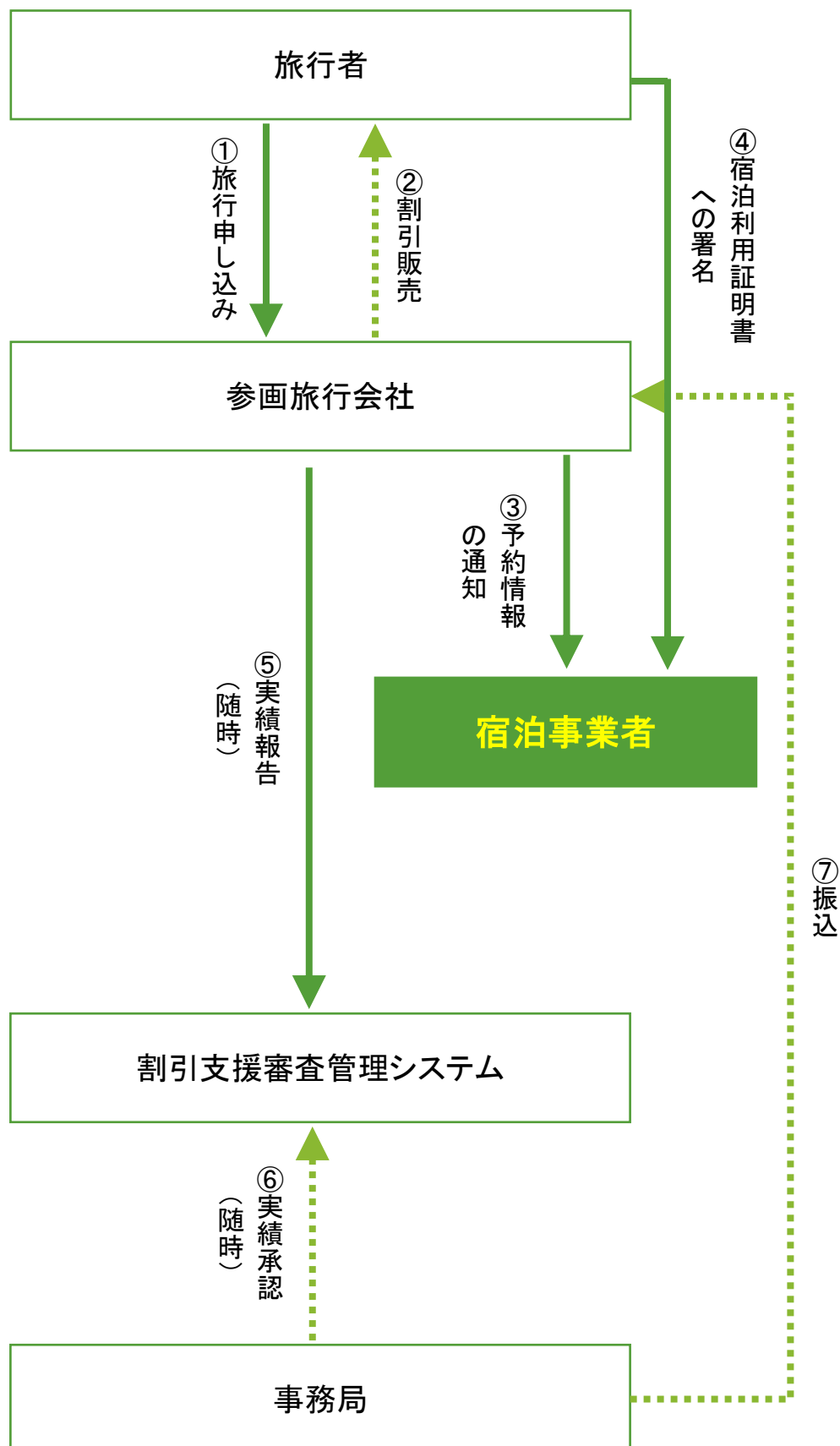
2 宿泊事業者販売フロー

1. 宿泊施設直接予約の場合



2 宿泊事業者販売フロー

2. 旅行会社経由で予約の場合



3 宿泊事業者の参画登録について

1. 参画登録申請

【申請方法】

九州ふっこう応援割おいた公式ホームページの事業者向けページよりオンライン申請ください。

※9月18日よりシステム稼働

<https://oita-fukkou-wari.jp/business/>

【申請後の流れ】

申請後、事務局より審査の回答をシステム経由で発信いたします。

対象事業者



県内に施設を有する旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項により許可を受けた者及び住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設を営業する者を除く)

要項・申請書等ダウンロード

[宿泊事業者向け取扱要領\(PDF\)](#)

[宿泊事業者向け取扱マニュアル\(PDF\)](#)

[誓約書\(WORD\)](#)

オンラインでの申請はこちら(外部リンク)

募集締め切り9/30(水)

3 宿泊事業者の参画登録について

九州ふっこう応援割おおいた「誓約書」

大分県 御中

宿泊事業者用

誓 約 書

当社は、「九州ふっこう応援割おおいた」の実施にあたり、本事業の趣旨及び関係規程（取扱要領、取扱マニュアル、FAQ）等を遵守するとともに、適切な事業運営に努めることを誓約します。

- ・本事業に関して、割引支援対象であることを証明する宿泊者名簿並びに宿泊利用証明書等の必要な書類及びデータを適切に管理し事業終了年度の5年後まで保管するとともに、国及び大分県が実施する状況把握等の調査に事業終了年度の5年後まで誠実に対応します。
- ・割引相当分をあらかじめ宿泊代金に不当に上乘せする行為を行いません。また、本事業の対象として取り扱う旅行事業者と共謀して同様の行為を行いません。
- ・本事業の対象予約が実施された証明として、直接予約・旅行事業者経由の予約を問わず、割引支援対象となる宿泊利用証明書を作成します。なお、宿泊利用証明書の作成に際しては、対面において、旅行代表者に署名及び本人確認書類（運転免許証等）の提示を求め、記載内容と相違ないことを確認します。
- ・本事業の趣旨及び関係規程等に適合することを証明できない場合は、直ちに割引申請を取り下げ、すでに割引支援が交付されているときは全額を返還します。
- ・国税、都道府県税及び市町村税の未納はありません。
- ・自社の役員、使用人その他の従業員等に、いわゆる暴力団員及び暴力団関係者などの反社会的勢力に該当する者又は反社会的勢力と関係を有する者はいません。
- ・本事業において不正行為が認められた場合は、大分県が実施する今後の事業への参画を認められない場合があることを了承し、これに異議を申し立てません。
- ・この誓約に虚偽があり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

☐ 上記すべての事項について、同意します。

（チェックがない場合は本事業の対象事業者になりませんので、ご注意ください。）

令和 年 月 日

事業者名：

代表者氏名：

担当者氏名：

住所：

電話番号：

メールアドレス：

4 宿泊者受入時の遵守事項

1. 本人署名取り付け(宿泊施設での直接契約)

システムより「割引支援申請書」を出力し、対面において、旅行代表者に署名及び本人確認書類(運転免許証等)の提示を求め、記載内容と相違ないことを確認します。

「見本」申請書のフォームは見本です。詳しくは「割引申請マニュアル」でご確認ください

「九州ふっこう応援割おおいた」 宿泊施設直接割引 割引支援申請書

【宿泊施設直接割引支援適用をご希望のお客様へ】

ご利用の宿泊料金について「九州ふっこう応援割おおいた」宿泊施設直接割引支援の割引支援申請を行います。
下記についてご確認のうえ、ご記入をお願い申し上げます。

利用者全員が下記の事項を誓約します。

※**宿泊代表者ご本人様**が太枠内のご確認及び□欄へのチェックをお願いします。

- ☐ 今回の宿泊は、本事業の販売開始日10月16日以降に予約したものです。
- ☐ 今回の宿泊はビジネス目的での利用ではありません。
- ☐ 不正行為が発覚した場合には、割引支援の金額を全額返金します。
- ☐ 本情報は、本事業の割引支援に伴う手続きに利用し、割引支援の申請先である大分県並びに事務局及びその委託先のみ提供することを認めます。
- ☐ 本情報の取り扱いに関する説明を受け、当事業に使用することを同意します。

※ 宿泊代表者ご本人様へ確認のご連絡をすることがあります。

※ ご記入いただいた個人情報本キャンペーン以外の目的には使用しません。

※ 無料宿泊のお子様も含め、全ての宿泊者の情報をご記入お願いいたします。

	氏名 (カタカナ)
①代表者氏名	オオイタ タロウ
②同行者	
③同行者	
④同行者	
⑤同行者	
⑥同行者	

代表者 署名欄※自署(フルネーム)
代表者 電話番号

★こちらの太枠内
必ず宿泊代表者ご本人様にてご記入をお願いいたします。

※ 7名以上の際は別紙に記入してください。

宿泊施設記入欄

宿泊期間		宿泊予約日		予約番号	
～ 泊					
宿泊料金（支援対象とならないものの代金は含みません）					
	1人1泊あたり 宿泊料金	1人1泊あたり 割引額	割引適用入泊数		割引支援額 小計
1	円	円	人泊		円
2	円	円	人泊		円
3	円	円	人泊		円
4	円	円	人泊		円
5	円	円	人泊		円

割引支援額合計 円

☐ 上記内容確認の上、割引支援を申請いたします。

宿泊施設名

確認担当者 署名(フルネーム)

確認日: 西暦 年 月 日

※ 宿泊施設記入欄に修正があった場合、確認担当者の訂正印で修正してください。

※ 本書面をスキャンした電子データを、九州ふっこう応援割おおいた事務局に提出ください。

※ 本書面は宿泊施設にてキャンペーン終了後5年間保管ください。

5 旅行事業者(旅行会社・OTA)経由の予約取扱いについて

1. 旅行事業者からの通知

旅行事業者(旅行会社・OTA)が本事業の割引支援対象商品を販売した場合、旅行当日までに宿泊施設へ以下の内容が通知されます。

- ・当該旅行が割引支援の対象となる予約である旨
- ・当該旅行における割引支援の対象人数

2. 旅行事業者から通知を受けた場合の対応

旅行事業者から割引支援対象の予約である旨の通知を受けた場合は、チェックイン時に以下の対応を行ってください。

- ・宿泊代表者の本人確認
- ・利用証明書への署名の取得
- ・利用証明書の記載内容の確認
- ・利用証明書の保管

6 利用実績報告について

1. 利用実績報告

【月次報告】

参画事業者は、指定された期日までに、次の書類を事務局へ提出します。

※直接契約で割引販売を行う事業者に限ります。旅行会社・OTA経由の契約のみで割引販売を行う事業者は対応不要です。

また、取扱実績がない場合は提出は不要です。

【提出しなければならない書類】

①割引支援申請書

※割引支援審査管理システムへアップロードしてください。

②宿泊証明書類(明細書、請求書等)

以下の4点が記載されている必要があります

- ・予約内容を特定することができる番号
- ・割引前の旅行代金の額
- ・割引後の現地での支払額
- ・利用宿泊施設、宿泊人数

【振込】

事務局は、割引支援の請求があった場合には、内容を審査の上、適正な内容であると確認後、当月末に参画事業者の指定口座に販売割引支援金を振り込みます。

6 利用実績報告について

1. 利用実績報告

【月次報告】

参画事業者は、指定された期日までに、次の書類を事務局へ提出します。

※直接契約で割引販売を行う事業者に限ります。旅行会社・OTA経由の契約のみで割引販売を行う事業者は対応不要です。

また、取扱実績がない場合は提出は不要です。

【提出しなければならない書類】

①割引支援申請書

※割引支援審査管理システムへアップロードしてください。

②宿泊証明書類(明細書、請求書等)

以下の4点が記載されている必要があります

- ・予約内容を特定することができる番号
- ・割引前の旅行代金の額
- ・割引後の現地での支払額
- ・利用宿泊施設、宿泊人数

【振込】

事務局は、割引支援の請求があった場合には、内容を審査の上、適正な内容であると確認後、当月末に参画事業者の指定口座に販売割引支援金を振り込みます。

7 更新履歴

Ver.	更新日	ページ	変更前	変更後
Ver1.0.1	2026/10/7	P8	【対象となる商品】 宿泊代金が1万円の旅館において、特産の果物 2万円 相当が土産に付く宿泊商品	【対象となる商品】 宿泊代金が1万円の旅館において、特産の果物 1万円 相当が土産に付く宿泊商品

《 宿泊事業者用お問合せ窓口 》

九州ふっこう応援割おおいたキャンペーン事務局

TEL:050-1732-4651

(受付時間:09:30-17:30)

8 問い合わせ先

《 宿泊事業者用お問合せ窓口 》

九州ふっこう応援割おおいたキャンペーン事務局

TEL: 050-1732-4651

(受付時間: 09:30-17:30)